

総務常任委員会

令和8年6月10日午前9時から第一会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎伴 吉晴
嶋田 善行
中川 議長

○溝部真紀子
宮崎 和彦

坂口 徹
木澤 正男

2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	加藤 惠三
教 育 長	山本 雅章	総 務 部 長	松岡 洋右
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	乾 裕貴
安全安心課長	曾谷 博一	同 係 長	東條 翔太
政策財政課長	中尾 歩美	同 係 長	木戸 貴大
税 務 課 長	真弓 啓	同 課 長 補 佐	谷川 慎志
会 計 管 理 者	安藤 晴康	教 育 次 長	東浦 寿也
教委総務課長	柳井孝一郎	同 係 長	石丸 浩嗣
生涯学習課長補佐	今田 善友		

3. 会議の書記

議会事務局長	福田 善行	同 係 長	吉川 也子
--------	-------	-------	-------

4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時）

署名委員 溝部委員、坂口委員

委員長

おはようございます。全委員出席されておりますので、ただいまより、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

先の全員協議会で、総務常任委員会の委員構成が変わりました。

私、この1年間委員長を務めさせていただきます。溝部副委員長ともどもよろしくをお願いします。

初めに町長の挨拶をお受けします。 中西町長。

町 長

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私から指名します。

会議録署名委員に、溝部委員、坂口委員のお二人を指名します。お二人にはよろしくをお願いします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配布しているとおりです。初めに、
1. 付託議案 （1）議案第17号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 曾谷安全安心課長。

安全安心
課長

それでは、1. 付託議案の（1）議案第17号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

安全安心
課長

本議案の内容につきましては、議案書の末尾の要旨をもって説明に代えさせていただきますので、改正文及び新旧対照表の朗読は省略させていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

それでは、議案書末尾、斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（要旨）をご覧くださいと思います。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令で定める非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額が改定されることに伴い、その内容に準じ、葬祭補償の定額部分の額について改正を行うものでございます。

1. 改正内容につきまして、(1) 葬祭補償の定額部分の額の改定 315,000円から330,000円の改定となります。次に2. 施行期日等についてありますが、公布の日から施行します。また、経過措置として、1改正後の葬祭補償の額については、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた斑鳩町消防団員等公務災害補償条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同号に規定する葬祭補償については、なお従前の例によることとします。2適用日からこの条例の施行の日の前日までの間においてこの条例による改正前の斑鳩町消防団員等公務災害補償条例第18条の規定に基づく葬祭補償として支払われた金額は、新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払いとみなすことといたしております。

以上で1. 付託議案の(1) 議案第17号 斑鳩町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。よって、議案第17号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(2) 議案第18号 斑鳩町文化振興センター高圧受電設備更新工事請負

契約の締結についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 東浦教育次長。

教育次長 議案第18号 斑鳩町文化振興センター高圧受電設備更新工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

はじめに、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

教育次長 続いて、2枚目をお願いします。

(2枚目朗読)

教育次長 今回の文化振興センター高圧受電設備更新工事は、いかるがホールの高圧受電設備について、開館より28年が経過し、点検業者からも、故障した際には、修繕部品もない状況から、機器全体の更新の必要があるとの指摘があることから、施設の適切な管理運営を行うため、高圧受電設備の更新工事を行うものであります。

本議案は、当該工事の請負契約の締結について、予定価格が5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

去る5月14日に入札を執行し、応札業者は5社で落札率は71.43%、5月19日に仮契約を締結しており、本議会において議決を賜りましたら、本契約を締結して参りたいと考えております。

本工事のスケジュールでございますが、キュービクルの納期に約1年2ヵ月程度必要なことや出来るだけ利用者への影響を抑えるため、比較的用户の少ない時期に高圧受電設備本体の工事を行うため、本体工事につきましては、令和10年2月を予定しております。

また、それまでの間につきましては、高圧受電設備内のコンデンサ及びリアクトル内にPCBが混入している可能性があり、PCBが含まれている場合、PCB特別措置法により、令和9年3月31日までに処理しなければならないことから、更新をいたしますコンデンサ及びリアクトルの納期となります令和9年2月にコンデ

ンサ及びリアクトルの更新工事を行いますとともに、P C B 含有検査の実施を予定しております。

なお、コンデンサ及びリアクトルの更新工事に伴います停電期間は2日程度、高圧受電設備本体全体の更新工事に伴います停電期間は10日程度ということであり、定期休館日を含めるなどして、出来るだけ利用者への影響が少なくなるよう施工業者とも調整をして参りたいと考えています。

以上、議案第18号 斑鳩町文化振興センター高圧受電設備更新工事請負契約の締結についての説明とさせていただきます。

委員の皆様には、何卒、温かいご審議を賜り、原案どおり可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 今回、入札して契約してから、実際に工事にかかるまで結構な時間がかかると。部品が入ってくるのが先になるということですけど、今、物価の高騰とかで、いろいろ契約なんかも途中で金額増やしたりとかいうような状況になってきてますけど、今回これについては、今後そういう心配はないんでしょうか。

委員長 東浦教育次長。

教育次長 本工事におきまして、まず入札の仕様書にも時間を明示させていただくなかで、応札をいただいております。また、仮契約を結びました松原工業とも協議をする中で、期間も十分に納品できる、可能であると、また金額の方も現時点においては変更する予定はないということで確認しているところでございます。

木澤委員 そしたら途中でその金額を増額するということはないというふうに理解はしておきます。あと、これ予算の時にも説明受けたかもしれませんが、国の補助金とかって使えるんでしたっけ。

教育次長 はい。当該工事につきましては、公共施設適正管理推進事業債を活用して実施をしております。

木澤委員 負担割合とかというのは。

教育次長 この事業債につきましては、充当率が90%であり、さらに交付税措置の方がございまして30%から50%見込まれるということで確認しております。

委員長 ほかにございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 現時点でないということは、後の時点ではあるということですか。

委員長 東浦教育次長。

教育次長 申し訳ございません。製造に係る段階でございますので、今の金額での変更はございません。

委員長 天変地異とかいうことがない限りいけるということですか、はい。
宮崎委員。

宮崎委員 5社の入札ということで、入札率低いんですけど、これ最低価格でいうのは発表してたんですか。

委員長 中尾政策財政課長。

政策財政課長 こちらにつきましては、機械工事ということがありますので、最低制限価格については設けておりません。

委員長 他によろしいですか。 坂口委員。

坂口委員 この交換のする工事が2月に行われると、停電期間が10日間ほどあるということなんですけど、その間、空調設備とか止まるわけですかね。

委員長	東浦教育次長。
教育次長	この高圧受電設備と申しますのは、ホール全体の電気系統の主要基幹でございます、工事にあたりましては、取り換えをする際にはすべて全館停電ということで、利用者の方にも利用できない状況で周知をしてまいりたいというふうに考えております。
坂口委員	2月という一番寒い時期でもありますので、その辺ちょっと利用される方にはご不便があると思いますので、ちょっと、周知の方だけよろしく願いいたします。
委員長	閉館やな、もう電気も全部です。
坂口委員	失礼しました。閉館ということなんで、閉館にあたりの周知の方よろしく願いいたします。
委員長	図書館利用者とかそのあたりもよろしくお願いします。 中川議長。
議 長	過去は1億円以上一般競争入札やって、中西町長就任後5,000万超えたら一般競争入札していると思うねんけど、今回5,000万以上、予定価格は公表していないことやけど、実際には5,000万以上の工事でこの一般競争入札せんと指名競争にしはった理由っていうのを教えておいていただけますか。
委員長	中尾政策財政課長。
政策財政課長	今回、指名業者を選定する際に、高圧受電設備をできる業者で、またPCBの取り替えとかもございまして、入札参加資格申請のある業者の中から、10社でしかできないということで、この指名競争入札でさせていただいております。 一般競争入札としましても、入札参加資格申請のある業者からの応募ということになりますので、今回については指名競争入札でさせていただいております。
議 長	わかりますねんけど、一般競争入札でも資格、この資格って仕様に入れといたら、

その資格を持っている業者が応札に応じるねんから、指名にせんなん理由になるのかなと思うねんけど、副町長どうですか。

委員長 加藤副町長。

副町長 今、担当課長申しあげましたとおり、この工事につきましては、結局は業者、事業者っていうのも限られておりますので、担当から申しあげましたとおり、そういう理由ですね。

議 長 この施設、文化振興センター、建設当時のこの電気設備を整備した業者というのは把握してはる。それはわからない。元受けしかわからへんか。

委員長 東浦教育次長。

教育次長 申し訳ございません。施工業者まで把握しておりません。

委員長 よろしいですか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。
お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第18号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(3)議案第19号 令和8年度資機材搬送車の取得についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 それでは、１．付託議案（３）議案第１９号 令和８年度資機材搬送車の取得について、ご説明を申し上げます。
はじめに、議案書を朗読させていただきます。

（ 議案書朗読 ）

安全安心課長 火災、救助活動をはじめ、災害時等に使用する資機材や給水タンク等を運搬することを目的に、消防団が使用する資機材搬送車を導入することにつきまして、その価格が７００万円を超えますことから、地方自治法第９６条第１項第８号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

恐れいりますが、議案書の２枚目をご覧くださいませでしょうか。

去る５月１４日に、指名競争入札を行いまして、契約金額につきましては、９６８万円となっております。契約の相手方につきましては、小川ポンプ工業株式会社奈良出張所、なお、納期につきましては、本議会におきまして、議決を賜りましたならば、本契約を締結し、令和９年３月３１日までに納車を行ってまいりたいと考えております。

以上、１．付託議案（３）議案第１９号 令和８年度資機材搬送車の取得につきましてのご説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議を賜り、原案どおりご可決いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員 これ、応札業者が何社あって落札率何パーセントやって教えてもらえますか。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 ２社ございまして、落札率は９７．４８％でございます。

木澤委員 前にも聞いたかもしれませんが、これ平時の活用っていうのはどういうふう

考えてはるんですか。

安全安心課長 平時というところにつきましては、訓練の、訓練時の資機材の搬送等々を行う計画をしております。また、役場内の収集、失礼しました、廃棄物等の運搬にも活用してまいりたいというふうに考えております。

委員長 続けて答えられますか。 松岡総務部長。

総務部長 平時につきましては、他の用途に使えますけれども、これにつきましては、その車両の日常点検も兼ねた運用ということでご理解を賜りたいと思います。この車両につきましては、一般的なトラックの形をしてございますので、多用途に利用できるものというふうに考えてございます。

木澤委員 普段は消防団で管理をしてもらうんですか。

委員長 曾谷安全安心課長。

安全安心課長 車両につきましては、役場の駐車場の方で、役場の職員で、役場の職員である消防団員が使用するという想定をしております。

木澤委員 役場の方で管理はするっていうのは分かりますけど、別に消防団員の職員さんじゃなくても、使ってもらったらええん違いますか。

安全安心課長 申し訳ございません。職員が使用するという形です。

委員長 他にはございませんか。 嶋田委員。

嶋田委員 これ、議会議決後から9年の3月31日までということなんですけれども、今、自動車の部品ですね、不足してなかなか納入できないということを聞いておりますが、この時間で大丈夫なんですか。

委員長	曾谷安全安心課長。
安全安心課長	ご質問の内容につきましては、この納期までに納入されるということで、業者の方には確認を取っております。
委員長	他にございませんか。 中川議長。
議 長	松岡部長の答弁の中で、トラックというお話があっただけ、資機材搬送車、どんな車かなと思ってたけど、一般に言う平ボートのトラックという形でイメージしてたけどそれでええねやんな。それでメーカーと何トン車でねんやろ。
委員長	曾谷安全安心課長。
安全安心課長	ご質問の資機材搬送車につきましてはトラックタイプで、車両重量が3.5未満の普通乗用車の免許でも可能な車両でございます。おっしゃるように荷台は平らで、あおりつきのパワーゲートを備えたトラックを調達する計画をしています。 メーカーはいすゞでございます。
議 長	3トン半、俗に言うそやから、ちょっとパワーゲード付けてして工作してあるから3トン半っていう積載量やけど、一般に言う4トン車やと思うやんか。その4トン車にパワーゲード付けても、こんな968万円も今すんねんっていうのがびっくりしてんけど、だから一般的な自動車メーカー、どこでも納められる車や思うねんけど、なんで応札2社しかなかったんやか。まあ言うたら、例えばいすゞ、ふそう、日野、UD、日産ディーゼル、どこでも納められる車や思うねんやんか。消防車両みたいな特殊な車じゃないから。これも指名やから、何業者指名しはってんやろ。
安全安心課長	ご質問の内容につきましては、普通自動車の免許で可能な車両ということで、今、議長おっしゃっていただいているトラックよりもコンパクトなタイプのトラックが発売されておまして、議長おっしゃっていただいているトラックにつきましては、普通免許では運転できない形の車両総重量になるタイプになりますので、今、普通

自動車の免許で可能なトラックを調達させていただいております。で、指名につきましては3社、指名をさせていただいたところです。

委員長 ほかにございませんか。

(な し)

委員長 これをもって、質疑を終結します。

お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長 異議なしと認めます。よって、議案第19号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、(4)議案第20号 令和8年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

理事者の説明を求めます。 中尾政策財政課長。

政策財政課長 それでは、議案第20号 令和8年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)につきましてご説明申し上げます。

まず、議案書を朗読いたします。

(議案書朗読)

政策財政課長 それでは、本補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

まず、歳出からご説明させていただきます。

補正予算書の12ページから13ページをお願いいたします。

はじめに、第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第6目 企画費で、職員用端末機器の追加購入費及び設定業務委託料として、あわせて822万8千円の増額をお願いするものであります。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第4目 医療対策費で、高額療養制度改正に伴う福祉医療システムの改修業務委託料として、55万円の増額、第8目 介護保険事業繰出費で、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修にかかる特別会計への繰出金として、70万2千円の増額、第9目 総合保健福祉会館管理運営費で、空調設備改修工事において、建設資材等の高騰が見込まれるため、940万円の増額をお願いするものであります。

次に、第4款 衛生費、第2項 清掃費では、第2目 塵芥処理費で、指定ごみ袋の作成における原材料の高騰により、1,300万7千円の増額をお願いするものであります。

次に、第5款 農林水産業費、第1項 農業費では、第4目 土地改良事業費で、秋葉川の井堰改修工事において、建設資材等の高騰が見込まれるため、66万円の増額、14ページから15ページにお移りいただきまして、第7目 地域農政推進対策事業費で、国の地域農業構造転換支援事業が採択されたことから、補助金198万3千円の増額をお願いするものであります。

次に、第7款 土木費、第4項 都市計画費では、第4目 公園費で、公園におけるクビアカツヤカミキリによる被害木への対策について国補助金の採択があったことから、財源更正をお願いするものであります。

次に、第9款 教育費では、各教育施設においてクビアカツヤカミキリによる被害木が確認されていることから、国補助金を活用し、樹木への薬剤投入や防虫ネット施工、枯れ木伐採及び植樹を行うため、第2項 小学校費、第1目 学校管理費で、第12節 委託料として171万9千円の増額、第3項 中学校費、第1目 学校管理費で、53万4千円の増額、第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費で、17万8千円の増額をお願いするものであります。

続きまして、ページ中段にお戻りいただけますでしょうか。第2項 小学校費、第1目 学校管理費でございますが、斑鳩小学校校舎の軒等の経年劣化に伴うコンクリート等の剥落に対する安全対策を講じるため、第14節 工事請負費として、2,000万円の増額をお願いするものであります。

16ページから17ページをお願いいたします。ページ中段の第6項 保健体育費では、第2目 スポーツ施設費で、より安心して中央体育館を利用できる環境を整えるため、トイレへ人感センサーを設置することから、170万円の増額、健民運動場及び天満グラウンドにおけるクビアカツヤカミキリによる被害木について、

先ほどと同様の手法により対策を講じるため、271万7千円の増額をお願いするものであります。

最後に、第12款 予備費では、今回の予算補正に要する財源として、2,667万7千円の充当をお願いしております。以上が、歳出の補正内容でございます。

おそれいりますが、8ページから9ページにお戻りいただけますでしょうか。

続きまして、歳入予算の補正についてでございます。

はじめに、第13款 分担金及び負担金、第1項 分担金では、秋葉川の井堰改修工事の増額にかかる地元水利組合からの分担金、33万円の増額をお願いするものであります。

次に、第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、クビアカツヤカミキリによる被害木への対策費用が国補助金の採択を受けたことから、第5目 土木費国庫補助金で、公園にかかる財源として、41万5千円の増額、第7目 教育費国庫補助金、第1節 学校教育費補助金で、各教育施設にかかる財源として、121万5千円の増額、第5節 保健体育費補助金で、健民運動場及び天満グラウンドにかかる財源として、135万8千円の増額をお願いするものであります。

次に、第16款 県支出金、第2項 県補助金では、第4目 農林水産業費県補助金で、地域農業構造転換支援事業の採択により、198万3千円の増額をお願いするものであります。

次に、第19款 繰入金、第1項 基金繰入金では、第1目 財政調整基金繰入金で、斑鳩小学校における校舎の軒等からのコンクリート等の剥落に対する安全対策にかかる財源として、2,000万円の増額をお願いするものであります。

10ページから11ページをお願いいたします。第22款 町債、第1項 町債では、第2目 民生債で、総合保健福祉会館の空調設備改修工事の増額に伴い、その財源として、940万円の増額をお願いするものであります。

以上が、歳入の補正内容であります。

おそれいりますが、4ページにお戻りいただけますでしょうか。

第2表 継続費補正についてであります。第3款 民生費、第1項 社会福祉費で、総合保健福祉会館空調設備改修工事にかかる建設資材等の高騰に伴い、令和8年度で940万円、令和9年度で560万円、合計1,500万円の増額をお願いするものであります。

次に、第3表 繰越明許費についてであります。

世界的な半導体不足の長期化等に伴い、自動車の生産スケジュールが不安定となっており、年度内に事業完了が見込めない可能性があることから、各費目における公用車購入事業、合計5事業について、あわせて1,450万1千円の予算措置をお願いするものであります。

次に、第4表 地方債補正についてであります。

歳入で申しあげましたとおり、総合保健福祉会館空調設備改修事業で限度額を9,180万円に増額をお願いするものであります。

それでは、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

(予算総則朗読)

政策財政
課長

以上で、議案第20号 令和8年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）につぎましてのご説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申しあげます。

委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けしたいと思います。さきで開催されました建設常任委員会、厚生常任委員会において、その所管に関する内容につぎましては説明されておりますことを申し添えておきます。

それでは、質疑をお受けします。 木澤委員。

木澤委員

クビアカツヤカミキリの対策、国はどれぐらいの割合で補助金出してくれてるんですか。

委員長

東浦教育次長。

教育次長

国の補助率につぎましては2分の1でございます。

木澤委員

年々被害が広がってきていると思うんですけど、今回取っていただく対策で、完全に防ぎきるということはできるものなんですかね。

教育次長	今回の防除対策を実施いたしましたとしても、完全に完結するものではなく、継続的な管理と対策が主に必要となってくるところでございます。
木澤委員	さっきも言いましたけど、どんどん被害が広がってきてますので、常駐、常駐というか、常にパトロールして監視していただくのと、もう見つけたらすぐに対策するしかないと思いますけども、まあやっぱりどっかでその、クビアカツヤカミキリを絶滅させるというかね、排除できるような対策っていうのも必要だと思いますので、当然町だけでは難しいと思いますから、また国、県とも連携取りながら対策の方を進めていっていただきたいと思いますのでお願いしておきます。
委員長	他にございませんか。 嶋田委員。
嶋田委員	4ページの第3表、繰越明許費なんですけども、これ部品が不足して納入が遅れてるという説明だったんですけども、この契約金額は変わらないんですよ。
委員長	中尾政策財政課長。
政策財政課長	こちらの公用車につきましては、まだ入札等を実施していない状態でございます。入札等にかけるに当たりまして、メーカー等から半導体不足で、年度内の納車が難しいというようなお声もございましたので、入札をしましても、落札者が決まらないですとか、契約できないという恐れが高いことから、次年度にまたいでの予算執行を可能とするために、繰越明許費の手続きをお願いするものでございます。
嶋田委員	わかりました。そしたらこの金額というのはなんですか。
政策財政課長	こちらの金額につきましては、令和8年度の当初予算額となっております。
嶋田委員	そうしたら、これより増える、高くなるということなんですか。
政策財政課長	金額につきましては、当初予算内で入札の設計価格を設定しまして、入札にかけしていく予定としておりますので、金額についてはこの範囲内、期間につきましては、

今年度は難しいので、10年3月末までに納品されるようにということで、入札をかけていきたいというものでございます。

委員長 ほかにございませんか。 中川議長。

議 長 15ページのあの斑鳩小学校校舎安全対策工事やねんけど、斑鳩小学校の一番東端のちょうど給食の調理室かな、のどこから北側の2階を見たら鉄筋が見えて剥離してるっていうんかな、コンクリートが。あれを改修しはるねんとか、そういうところを改修すると思うねんけど、そんでええのかな。

委員長 柳井教育委員会総務課長。

教委総務課長 今回の対象施設でございますが、基本的には校舎から突起している軒やひさし、ベランダ、主に突起物に対しての対応ということでございます。

委員長 議長、言うてはる場所も入っているということか。

教委総務課長 はい、そのとおりでございます。

議 長 建てるときに、鉄筋の下駄をはかさんとなんか鉄筋下についたままでコンクリート打って、鉄筋の下にコンクリートがないような状態に見えるんやんか。ああいうやつをどういう方法というか、施工しはるんやろ、改修っていうの。

教委総務課長 今回、2,000万円計上させていただきましたけれども、まずは最大値として、まず足場をすべて組みまして、その上から剥落防止シートを覆うような形で、今回2,000万を計上させていただいております。

 現在ですね、工法については決まったものはないんですけども、一旦、校舎の周りにですね、物理的にフェンスを設置して、そして校舎そのものに対してこういった形で剥落しないような形で予防ができるかというものを現在、検討を進めているところでございます。

議 長	ほんなら、ああいうめくれてるところを補修するんじゃないしに、落ちないように足場を組んで、ネットを張って、生徒の安全を確保するための2, 0 0 0万。
教委総務 課長	児童をはじめですね、学校関係者の方の安全というのが、もちろん第1次的に、優先的に考えております。その中で、まずシートを覆うということに関して、当初の方を考えておりました。現在、シートを被覆することも含めまして、校舎そのものに、剥落防止をどのような形にしていくかという工法については、現在検討させていただいている状況になります。
議 長	いや、せやから、具体的に、めくれてところの修繕する費用じゃないねんと。ネット張って防止だけでこの2, 0 0 0万かかりますねんっていう話なんかな。
教委総務 課長	2, 0 0 0万円の計上、積算としては、そのとおりでございます。
委員長	あの、的確にお願いします。はい、以上ですかはい。これをもって質疑を終了します。 お諮りします。本案については、当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。
	(異議なし)
委員長	異議なしと認めます。よって、議案第20号については、当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。 次に、2. 継続審査、(1)学校教育環境についてを議題とします。 理事者の報告を求めます。 柳井教育委員会総務課長。
教委総務 課長	それでは、2. 継続審査の(1)学校教育環境についてであります。前回の委員会以降、特に報告させていただく事項はございませんので、よろしくお願いいたします。
委員長	報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

これをもって、質疑を終結します

継続審査については、報告を受け、審査すべき事項等はないことを確認して終わります。

次に、３．各課報告事項を議題とします。

(１) 令和７年度町税不納欠損処分及び町税収納状況について、理事者の報告を求めます。 真弓税務課長。

税務課長

おはようございます。

それでは、各課報告事項(１) 令和７年度町税不納欠損処分及び町税収納状況について、ご報告いたします。

はじめに、資料１－１をご覧ください。

本報告は、地方税法の規定に基づいて、令和７年度の町税の不納欠損処分を行ったものについて、ご報告するものでございます。

資料の１ページ目、(１) 事由別内訳表をご覧くださいと思います。

はじめに、地方税法第１５条の７第４項によるものであります。

この表の下欄外に記載しておりますように、滞納処分の停止が３年間継続し、納付、納入義務が消滅するものであります。

この事由により不納欠損処分を行ったものは、１７人で、６５万６，３１６円となっております。

次に、地方税法第１５条の７第５項によるものであります。

これは、滞納処分する財産がなく、滞納処分の執行を停止した場合において、徴収金を徴収できないことが明らかである場合、直ちに納入義務を消滅させるものであります。この事由により、不納欠損処分を行ったものは、１５人で、５７万２，０５０円となっております。

次に、地方税法第１８条第１項によるものであります。

こちらは、消滅時効にかかるもので、時効により徴収権が消滅するものであります。この事由により不納欠損処分を行ったものは、１０人で、３９万２，４３６円となっております。

なお、本事由による不納欠損については、すべて地方税法第15条の7第1項によります滞納処分の執行停止を行っていましたが、停止期間の3年を経過するより前に時効が到来したものであります。

これら、町税の不納欠損処分の税目別合計ですが、一番下ですが、個人町民税で26人、116万705円、法人町民税は0円、固定資産税・都市計画税は7人で、うち、固定資産税が27万1,593円、都市計画税が2万9,907円、軽自動車税は11人で、15万8,597円で、全体では42人、162万802円となっております。

なお、2ページと3ページに、年度別内訳と不納欠損処分の推移について記載しております。

続きまして、令和7年度町税収納状況についてであります。

末尾の資料1-2、令和7年度 町税収納状況をご覧くださいませでしょうか。
はじめに、調定額でございます。

上の表のB列の一番下、合計の欄をご覧ください。なお、各税目別の収納状況についての説明は省略させていただきますので、後ほどご確認くださいようお願い申し上げます。

令和7年度の町税の調定額でございますが、現年分と滞納分を合わせて、33億1,956万5,562円となっており、前年度と比較して、2億2,291万2,346円、7.2%の増となっております。

次に、その右側、C列の収納額であります。令和7年度の町税収納額は、32億7,521万7,860円となっており、前年度と比較して、2億1,694万2,295円、7.1%の増となっております。

次に、同じ行の右から3列目、対調定収納率、調定額に対する収納率でございます。令和7年度の現年分と滞納分を合わせた全体の収納率は、前年度と比較して、0.1ポイント減の98.7%となっております。

このうち現年分の収納率は、前年度と比較して、0.1ポイントの減、滞納分は、0.5ポイントの増となっております。

最後に、滞納繰越額の状況についてであります。

同じ行の右から4列目、調定額に対する収納残額をご覧ください。

令和7年度末の収納残額、滞納繰越額は、4,275万1,202円で、下の表に記載しております前年度、令和6年度決算における滞納繰越額、3,688万8,

029円と比較して、586万3,173円、15.9%の増となっております。

以上、令和7年度町税不納欠損処分及び町税収納状況についての報告とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 木澤委員。

木澤委員 収納額の調定額も7.2%増ということで、昨年よりも費用徴収できているということやけど、収納残額が増えているというのはどう理解したらいいんでしょうか。

委員長 真弓税務課長。

税務課長 まず、調定額が増えておりますので、同じ徴収率でありましても、全体が増えておりますので、同じ、例えば1%というのは増えることになりますので、そのあたりで、滞納繰越、こちらが増えております。

委員長 中川議長。

議長 ちょっと理解しにくいんですけど、固定資産税、都市計画税の、この3年、到達したから不納欠損すると、それと滞納処分する財産がなく、納入する義務を消滅させたとか、この固定資産税というのは、不動産を持ってやるということの税金やと思うんですけど、違うんですかね。

委員長 真弓税務課長。

税務課長 はい。土地、建物、固定資産をお持ちの場合、課税するものとなります。

議長 セヤから、その財産あるのに、処分する財産がないという不納欠損ちゃうのは、なんでそういうことになっているのか教えてほしいねんけど。

税務課長 例えば、生活保護をされている場合を受け取られる場合です。この場合については、いわゆる固定資産をお持ちの場合であっても、生活保護を受けておられますの

で、財産がないということで、不納欠損をする場合がございます。

議 長 生活保護を受けているさかいに財産がないになるの。自分の持ち物があつたら、普通はそれを処分してから、生活保護を受けるというのがルールというか、順序やねんけど、と思うねんけど、生活保護を受けていたら、なんぼ財産あっても、差し押さえはできへんという理解でいいのかな。

税務課長 これはあの、生活保護の制度上の問題かもしれませんが、あの生活を保護するということは、まあ、最低限の居所について、保証されるといいますか、いうことがございます。このあたり、我々としても、歯がゆいところございますけれども、制度上のことでございますので、申し訳ございません。

議 長 それともう一点、あの軽自動車 1 1 人。まあこれ人数やから 1 1 台以上あるかもわからんねんけど。

前まで、よう、その車を差し押さえして、転売して納入してた、余ったら返してたとかいうケースもあったと思うんねんけど。今回のこの 1 1 人関しては、差し押さえする車がないのか、また所有権が入って、住民の人は使用者やねんと、所有権がメーカーの所有権が入ってるとか、ローン会社の所有権が入ってるとか、そういうあの実情はどないなっているんやろ。

税務課長 今回の分につきましては、全ての廃車済みのものでございます。税だけが残っているという状況でございます。

議 長 安心しました。また車だけ走って、3 年以上滞納してたら車検ないの分かってるから、無車検、無保険で走られてたら危ないなと思いましたけど、まあ車がないいうことで安心しました。結構です。

委員長 私のほうから、これこの軽自動車税は、これはもう 4 輪だけで、2 輪いうのは、誰もおられへんというような感じになって、これ金額的にはそんな感じかなと見てるんですけど、そのあたり課長どんなもんやえろ。

まあ原付とかそのあたりが入ってるんかな。 真弓税務課長。

税務課長 申し訳ございません。今回の分につきましては、2輪はございません。可能性としてはございます。

委員長 はい、わかりました。
他にございませんか。

(な し)

委員長 次に、令和7年度斑鳩町文化振興センター指定管理者事業報告について理事者の報告を行います。東浦教育長。

教育次長 令和7年度斑鳩町文化振興センター指定管理者事業報告について報告させていただきます。おそれいりますが、資料2をご覧くださいと思います。

斑鳩町文化振興センターにつきましては、公益財団法人斑鳩町文化振興財団を指定管理者とし、管理運営を行っております。

斑鳩町文化振興財団の令和7年度の事業報告については、本会議初日に報告させていただいたところでございますが、本日は、指定管理者の事業報告について説明させていただきます。

はじめに、資料の1ページ目、令和7年度の施設管理運営費についてでございます。

まず、1. 収入の部といたしまして、指定管理料収入、使用料収入、その他収入として、収入合計は、1億2,741万7,161円となっております。前年度と比較して、406万1,429円の減となっております。

使用料収入につきましては、前年度と比較して、特に、大ホールの使用機会の減少等により、246万9,253円の減となっております。

次に、2. 支出の部でございます。

表の一番下の行となりますが、支出合計は、1億2,620万6,254円で、前年度と比較して、311万6,607円の減となっております。主な減少要因といたしましては、事務費、修繕料等の減少によるものであります。

次に、3. 収支差額です。

収入合計から支出合計を差し引いた収支差額は、121万907円となり、この指定管理料の収益額につきましては、文化振興財団補助金に充当し、精算を行っております。

続いて、裏面、2ページ目をお願いします。

こちらは、施設の利用状況を示しており、1の利用区分別は、1日のうち、午前、午後、夜間の3区分の利用件数で集計した利用状況、2の利用日数別は、午前、午後、夜間の少なくとも1区分以上の利用があった日数で集計した利用状況となっております。

まず、1の利用区分別では、施設全体の数値について説明させていただきますと、一番下の行の延べ総合計の欄になりますが、左から3つめ利用件数、C欄で、3,673件の利用があり、利用率は、真ん中あたりの全体で、40.7%となっております。前年度の利用件数3,818件と比較いたしますと、3.8%の減となっております。

次に、2の利用日数別であります。同様に施設全体で説明させていただきますと、一番下の行の延べ総合計の欄になりますが、左から3つめ利用日数、C欄で、1,866日の利用となっており、利用率は、右隣の欄で、61.7%となっております。前年度の日数1,941日と比較しますと、3.9%の減となっております。

大ホールの利用件数・利用日数の減については、前年度開催されたホール施設全体を使用するイベントや例年使用されている団体の使用がなかったこと、また、研修室等については、販売業者の撤退による使用件数の減となっております。

以上、令和7年度斑鳩町文化振興センター指定管理者の事業報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けします。 木澤委員。

木澤委員 今報告いただいたその大ホールを使っのイベント関係ですかね、がなかったってことなんですけれど、これは何回、その前年があったのが、何団体なかったのか、その理由を分かりますか。

委員長 東浦教育次長。

教育次長	どういった団体が何団体、昨年まで使っておられてというそのへんの数字等は把握しておりませんが、昨年度は空調機器の改修工事を行いまして、一定期間の一部の貸館を停止しておった状況も影響していると考えております。
木澤委員	使えなかったから、イベントが開催できなかったということですね。初日にも、質疑ありましたけど、今後やっぱりいろいろイベントなんかでもどんどん使っただけのような活用が必要だというふうに思いますので、また改めて検討をお願いしておきます。
委員長	他にございませんか。 嶋田委員。
嶋田委員	初日の報告で、いただいた資料でね。13ページ、正味財産が、1千万9,827円になってるんです。これ1千万は町からの当初、設立した時の町から出てきたもんだと思うんですけどね。あと9,827円と。営業努力すればね、これもっと、数増えてんなんおかしいねんけど、去年も同じ、今年も同じと。これはどういうことになってますの。
委員長	東浦教育次長。
教育次長	正味財産期末残高の内訳、内容といたしましては、先ほど、委員もおっしゃいました、基本財産、出資金1千万、あと、固定資産の車両運搬具及び什器備品の期末残高といたしましても17円、財団で使用しております車両の自動車のリサイクル預託金として9,810円という内訳で、合計の1千万9,827円ということで、内容的にはそのようなかたちで計上させていただいているところでございます。
嶋田委員	これ町からの補助でね、とんとんでやってんだったらね、この1千万、町から出してる1千万もね、もう引き上げたらどうですか。なんか特別に要ることあるんですか。
教育次長	また、そのあたりは財団とも協議をしまいいりますが、数年前にこの1千万円に正味財産のほうを減額をさせていただいているところでございますので、また、そ

のあたりは財団とも協議をしながら、今後考えてまいりたいと思います。

委員長 その必要性という意味で、そのへん精査していただいたらと思いますね。

嶋田委員 最初は1億円であって、その今言わはった9千万は町へもう引き上げたという
のは存じております。そやけどこれ、営業努力してね、財産がだんだん増えていく
んやったらあれやけども、同じような形やったらね、町が補助して、もうトント
ンで、その収支がトントンであれば、もうこの1千万もいらんの違うかなと僕は思っ
てるんです。

また、内部で検討していただいたら結構ですけども、一応そういう意見もあるい
うことを含みおいてください。

委員長 中川議長。

議 長 今の質問で当初1億円町が財団に出して、設立当時、それ私一般質問して、町へ
引き上げてほしいということで質問した。なんでそれ9千万だけ引き上げて、1千
万残した。なんかやっぱり事情理由ってあんねんやろな。ないのかな。

そこを教えてもらえます。

委員長 東浦教育次長。

教育次長 申し訳ございません。その減額の理由については、ちょっと今把握しておりませ
んので、また調べましてご回答させていただきます。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時05分 休憩)

(午前10時06分 再開)

委員長 再開いたします。今の嶋田委員の質問、中川議長の質問に対して、またその辺調
べてもらって、また後日、総務委員会で回答していただければと思います。

以上です。 中川議長。

議長 委託料で５７０万増えたのと、人件費１８０万減っている。事務費２８０万減っているというのは、この増減についてちょっと教えておいてもらえますか。

委員長 東浦教育次長。

教育次長 まず、人件費のほうでございますが、令和６年度におきまして、４月から８月までの５か月については、プロパー職員が５名が財団のほうに在籍しておりましたが、令和６年８月末にプロパー職員１名が退職しましたことに伴い、派遣職員を、その代わり９月から採用しております。この８月末で退職いたしましたプロパー職員の人件費の減というものでございます。

続いて委託料の５７４万７，０００円の増でございますが、これにつきましては物価また最低賃金の上昇に伴いまして、総合管理業務及び舞台管理運営業務委託料の増、また令和６年９月より、先ほど申しましたプロパー職員の退職に伴いまして、派遣職員１名を採用しておりますが、その派遣職員委託料の増でございます。

事務費のほうが２８８万円減少しております理由につきましては、ホールで使用しております施設の管理システムのリース期間を満了に伴います使用料の減および令和６年度で研修室の椅子を購入いたしました、その椅子の購入費用の減が主な要因でございます。

委員長 他に理事者側から報告しておくことはございませんか。 仲村総務課長。

総務課長 総務課から１点、ご報告させていただきます。職員採用試験の実施についてであります。

令和９年４月１日採用の職員採用試験を実施してまいります。

はじめに、募集職種についてであります、一般事務職、保健師、保育士・幼稚園教諭、介護支援専門員といたしまして、一般事務職では、障害者対象及び行政職経験者区分を設ける予定としております。

次に、受験可能年齢につきましては、一般事務職は、行政職経験者区分を除き、３０歳以下とし、行政職経験者区分は、行政職員としての経験年数が５年以上有す

ることを条件に45歳以下としております。

また、保健師及び保育士・幼稚園教諭については45歳以下、そして介護支援専門員については、50歳以下といたしております。

次に、試験につきましては、第1次試験におきまして、基礎能力等検査及び書類選考を組み合わせた試験といたします。

このうち、基礎能力等検査につきましては、広く受験の機会を確保する等の観点から、Web試験方式としております。

ただし、一般事務職の行政職経験者の雇用区分については、過去の職務経験から、その職務適性を有しているものとして、第1次試験については、書類選考のみといたします。

なお、7月1日から、応募の受付を開始することとし、試験の概要については、7月号の広報いかるが及び町ホームページに關係記事を掲載する予定としております。

そして、本年度におきましては、土木分野の技術職員につきまして、別途、県が実施いたします「奈良県・市町村土木職員採用共同試験」に参加いたしまして、採用試験を実施してまいりたいと考えております。

以上、総務課から「職員採用試験の実施について」のご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 柳井教育委員会総務課長。

教委総務 教育委員会事務局総務課から、1点ご報告申しあげます。

課長 子ども議会の開催についてであります。

本年は、7月27日の月曜日に、議場をお借りして、子ども議会を開催することとしております。

町内の小学6年生及び中学2年生の児童生徒が、どのような町に住みたいかをテーマに、意見や希望を述べ、理事者が答える一般質問の形式で執り行うこととし、午前中にリハーサルを行い、午後から1日議員の任命式、議会本番の1日で実施を予定しております。

以上、子ども議会の開催についてのご報告とさせていただきます。

教育委員会事務局総務課からの報告は、以上であります。

委員長

他にございませんか。

(な し)

委員長

これらの報告について、質疑、ご意見があれば、お受けします。

(な し)

委員長

ないようですので、これをもって、3. 各課報告事項については終わります。
次に、4. その他について、各委員から質問や意見があれば、お受けいたします。

(な し)

委員長

ないようですので、ここで委員の皆さんに、当委員会の視察のテーマについて相談させていただきます。

今年の視察のテーマについて、まず、私から2つ提案させていただきたいと思います。

ひとつ目は、「不登校対策について」、2つ目は、「学校施設の長寿命化について」です。

このテーマに関する事業を実施している市町村を視察し、今後の審議に役立てたいと考えております。

今、提案させていただいたテーマについて、また、その他希望されるテーマなどありましたら、委員皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

(な し)

委員長

それでは、不登校対策について、学校施設の長寿命化について、また、これらのテーマ以外で希望されるテーマがありましたら、6月末までに私か議会事務局にお申し出をいただき、そのテーマも含めて視察先等の調整をさせていただき、次回、8月以降の委員会で視察先の確認をしたいと思いますが、このように進めることに

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

委員長

それでは、そのように進めさせていただきます。

4. その他については終わります。

次に、継続審査について、お諮りします。

お手元に配布しております申出書のとおり、当委員会として引き続き調査を要するものとして、このように決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただきますよう、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了しました。

なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

異議なしと認めます。

それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

中西町長。

町 長

(町長挨拶)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前10時14分 閉会)